

後絶えない不法投棄

モラルも捨てていませんか

町内でのごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶ちません。町では関係機関と連携し、さまざまな対策を実施していますが、一部の心無い人により、山林などの人目に付かない所に空き缶や粗大ごみなどが平然と捨てられているのが現状です。言うまでもなく、ごみは決められた日に収集され、所定の場所処理されるもの。たとえどんな理由があるにせよ、ポイ捨てや不法投棄は絶対に許される行為ではありません。

町と町公衆衛生組合連合会（豊間根彪会長）では、不法投棄の未然防止と廃棄物の適正な処理を推進するため、「きれいなふるさと指導員」を委嘱し、監視パトロールや「ごみ捨て禁止」看板の設置などを行っています。また山田郵便局と業務委託契約を結び、郵便外務職員による情報提供で不法投棄などの早期発見に努めています。しかしながら、一部の心無い人たちによる不法投棄が後を絶ちません。

山や海がごみ捨て場に
今年四月以降、町に寄せられ

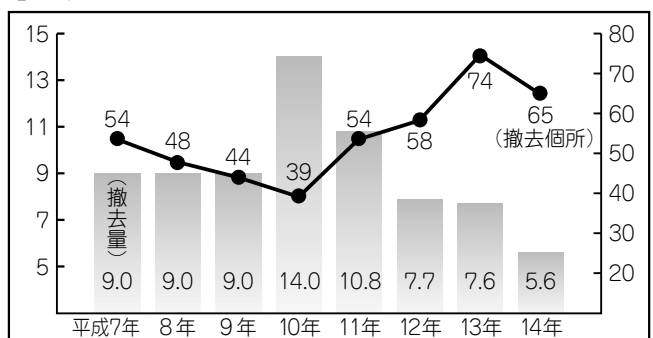
た不法投棄の通報件数は十六件（七月十日現在）。不法投棄されている場所は、山間部や河川敷、漁港など人目に付きにくい場所がほとんどで、特に多いのが、林道赤松線、町道豊間根関口線、船越四十八坂付近です。ごみの種類も空き缶や食品のトレイ類といった小さなものから、冷蔵庫、タイヤ、自転車など大型のごみまで多種多様。これらの廃棄物は周辺の景観を損ねるばかりでなく、悪臭を発生させるなど公衆衛生上の問題を生じさせるほか、種類（塗料缶やオイル缶）によっては環境汚染を引き起こしかねません。

不法投棄は重大な犯罪

町では、不法投棄を発見した場合、内容物などからさまざまな調査を行い、その投棄者を特定。投棄物の撤去指導や命令を行います。特に悪質な場合は、警察と連携し調査の上、投棄者の検挙などを行います。法律では、厳しい罰則（五年以下の懲役または一千万円以下の罰金）が設けられています。

万が一特定できない場合は、その投棄場所の所有者が撤去することになっています。ほとんどのごみが公道ののり面や河川などに投棄されているため公的

♣不法投棄物の撤去量と撤去箇所（単位：トン、箇所）



ごみ捨て場と化す山田漁港用地（境田地区）



廃棄物による環境汚染が心配されます（山田漁港・北浜地区）

不法投棄問題に関心持つことが大切です

きれいなふるさと指導員
松崎克己さん
（船越・66歳）



4年前から巡回パトロールをしています。ごみのポイ捨てや不法投棄が当たり前のように行われています。特に洗濯機やテレビを車で運んできて、道路わきから海岸に投げ捨てていくケースが多く見受けられます。また、ごみの中にはオイル缶やバッテリーなどもあり、環境汚染も心配されます。捨てる人は、不法投棄が重大な犯罪ということを認識していないのでしょうか。あまりのマナーの悪さにあきれ返ります。不法投棄を無くするためにも、一人ひとりが不法投棄問題にもっと関心を持って、監視の目を強めていくことが大切です。

機関が税金などを使って撤去することになりますが、個人の所有地に捨てられてしまった場合には、原則として土地所有者が撤去することになっています。町が撤去した不法投棄物の撤去量は年々減少傾向にあります。が、撤去箇所数は横ばい（二ページグラフ参照）。依然、多くの労力と税金が使われています。

家電品はリサイクルへ

また、一昨年四月の家電リサイクル法の施行後においても、家電対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）の不法投棄が増えています。家電製品は貴重な資源。不用になった家電

対象品目は、必ずお近くの販売店か日通家電リサイクルセンター（☎〇二二〇―三一九六〇四）に引き渡してください。

みんなが「監視員」に

不法投棄やごみの散乱を防止し、快適で美しい町を実現するためには、町民や行政、事業者などの協力が大切。お互いが環境美化に対する意識を高めるとともに、町民一人ひとりがごみのポイ捨てや不法投棄の「監視員」となり、ごみの無い美しい町づくりを進めていきましょう。▽問い合わせ 役場生活環境課（☎八二―三一一一内線二二二）へどうぞ。

希望の方は申請手続きを

国保の減免要綱を制定

平成十五年度から適用される国民健康保険税の減免要綱が制定されました。

同制度は、次の理由により減免の申請があり、調査の結果、国民健康保険税の

・所得減少による減免：納税義務者などの

疾病や失業、事業不振などにより、当該年度の所得が前年中の合計所得金額の50%以下に減少した場合に、所得割額を減免します。

・生活困窮などによる減免：納税義務者などが真に生活に困窮している場合に、所得割額と資産割額を減免します。▽問い合わせ 役場税務課（☎八二―三一一一内線一一一）へどうぞ。

♣災害による減免の割合

損害の割合	前年中の合計所得金額		
	500万円以下	500万円を超え750万円以下	750万円を超え1,000万円以下
30%以上50%未満	50%	25%	12.5%
50%以上	100%	50%	25%

♣所得減少による減免の割合

所得減少の割合	前年中の合計所得金額		
	300万円以下	300万円を超え400万円以下	400万円を超え600万円以下
50%以上70%未満	70%	60%	50%
70%以上90%未満	90%	80%	70%
90%以上	100%	100%	100%

♣生活困窮などによる減免

基準生活費の収入割合	減免率
基準生活費の100分の110未満	80%
基準生活費の100分の110以上基準生活費の100分の120未満	60%
基準生活費の100分の120以上基準生活費の100分の130未満	40%

※基準生活費とは、生活保護法の保護基準で規定する必要最小限度の生活費です。